

新 JICA 環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会 殿

2008年7月31日

新 JICA 環境社会配慮ガイドラインの検討に関する意見

前略

7月22日の第9回委員会での御議論のなかで扱われた若干の論点について、下記の通り意見を述べさせていただきます。御検討を賜れば、幸甚です。

大東文化大学法学部 教授
苑原俊明

記

委員会事務局が作成した「新環境社会配慮ガイドラインの検討に係る論点整理（案）」（9-1-1）の「III 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」のなかの「3. 先住民族」（27頁）において、JICA/JBIC の発言として「2007年9月に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」は法的拘束力を有するものではない」との見解が示されておりますが、

- (1) 同宣言は国連人権機構において20年あまりをかけて起草されたものであって、その個別規定において IL0169 号条約の他、日本を含めた多くの国連加盟国が当事国である国際人権規約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約の関連規定を反映したものがあり、総会決議という形式のみで法的拘束力の有無を判断できないものと思われる。
- (2) 日本政府が2006年の人権理事会および2007年国連総会において同宣言に賛成票を投じている事実がある。
- (3) 宣言第42条において、（一部略）「国家は、本宣言の規定の尊重および完全な適用を促進し、本宣言の実効性を追跡しなければならない」との規定がある。日本政府がこの規定について留保していないことからして、国内外の先住民族に関する政策またはプログラムの策定の際に本宣言を指針として活用することに問題はなく、新ガイドラインにて宣言に言及すべきであろう。

また、国際機関が国連宣言を「明示していない」との記述につき、

- (1) 本宣言採択の後、先住民族の開発に関わる国連機関グループが、2008年2月1日に「先住民族問題に関するガイドライン」(United Nations development Group Guidelines on Indigenous Peoples' Issues) を採択して、そのなかで先住民族の人権にかかる国際基準として本宣言に明示的に言及している。またガイドラインによれば、本宣言が「国際社会と国家に対して普遍的な枠組み」を提供するものであり、「先住民族と国家との間での話し合いと対話の枠組み」を設定しているものとされている。（同文書10頁）

さらに、自由で事前の十分な情報を得た上での合意の原則について、「FPICの規定は法的拘束力を有しない国連宣言で言及されており、対応は国によって異なる」との記述がありますが、

- (1) FPIC原則そのものは、本宣言の採択より前の時点から国連の人権機構で議論されてきた（詳細は、拙稿「先住民族の権利―事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で―」国立民族学博物館研究報告32巻1号」、2007年、63頁―85頁、を参照）ものであって、欧州連合（EU）もまた「開発に関するEUコンセンサス」決議のなかで、「開発協力において先住民族の権利を保護する鍵となる原則」として、先住民族の全面的参加と関係する共同体のFPICとを明示している。（決議第103段落）
- (2) 2008年5月先住民族問題に関する常設フォーラム（国連経済社会理事会の諮問機関、政府代表および先住民族代表の委員で構成）は、日本を含め各国（と国有企業）に対して、国連宣言に従い、先住民族の土地、領域および資源に影響する政策、計画、プロジェクトを承認する前に、FPICを得るべく先住民族との間での誠実な協議および協力を行うよう要請（urge）する勧告を採択している。（E/2008/43、第62段落）
- (3) そして JICA/JBIC が、世銀では住民協議と共同体による支持という要件を定めていることに言及していることにつき、たしかに現行の safeguard policy ではその旨の規定となっているが、同じ世銀が採掘産業の分野での事業見直しのために作成した報告（Striking a Better Balance: The World Bank Group and Extractive Industries, The Final Report of the Extractive Industries Review, 2003）のなかで、先住民族の人権の尊重と FPIC 原則の採用が勧告されていることに留意していただきたい。

以上